

**施策 5 権利擁護支援のための成年後見制度等の利用促進****【現状と課題】**

成年後見制度は認知症や知的障がいなどで判断能力が低下し財産の管理や日常生活に支障のある方を支えるための重要な手段であり、認知症高齢者や単身世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用に対する需要が増えていくものと考えられます。

しかしながら、成年後見制度の利用者数は増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して少ない状況であることから、国では2016年（平成28年）5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を施行し、2017年（平成29年）3月には第一期、2022年（令和4年）3月には第二期となる「成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

このような背景から、札幌市では2021年（令和3年）3月に「札幌市成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、本計画に基づき、2022年（令和4年）3月に成年後見制度の利用促進に取り組むための中核機関となる札幌市成年後見推進センターを設置したところであり、広報や相談対応などを通じて、制度の周知を進めています。

しかしながら、高齢化の更なる進行や、それに伴う認知症高齢者の増加が見込まれることから、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズはより高まるものと考えられます。

このような状況を踏まえ、引き続き、関係団体や法律や福祉の専門職等との連携を重ね、成年後見制度の利用を促進するための取り組みを進めていく必要があります。

**【施策の方向性】**

- ・札幌市の成年後見制度の更なる利用促進に向け、制度の普及啓発を進め、正しい制度理解につながる取り組みを行います。
- ・成年後見制度等の利用が必要な人が、速やかに利用につながるよう、必要な支援を行います。
- ・権利擁護支援の担い手の確保や育成を行います。また、後見活動の支援

を行います。

## 【主な取組】

### (1) 地域連携ネットワークづくりに向けた取組【レベルアップ】

成年後見制度をはじめとした権利擁護が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげるためには、相談援助職<sup>1</sup>や相談支援機関<sup>2</sup>、法律の専門職等やその他関係団体が「地域連携ネットワーク」を構築し、連携して権利擁護支援に取り組む必要があります。

そのため、札幌市では関係団体等を構成員とする札幌市成年後見推進協議会を設置しており、連携体制の在り方等について、全市的な観点での協議を行っています。

さらに、地域連携ネットワークをより効果的に機能させ、個々の案件について円滑に対応するために、中核機関である札幌市成年後見推進センターがコーディネートの役割を担い、本人により身近な関係機関同士の顔の見える関係性や連携ができるつながりの構築に取り組みます。

### (2) 制度周知の広報活動【継続】

ホームページの運営やパンフレットの配布を通じて、成年後見制度に関する広報活動を引き続き実施するほか、一般市民向けのセミナーや相談会を開催し、制度の更なる普及に向けた取り組みを行います。

また、制度利用が必要な方を早期に発見し、速やかに制度利用につなげるため、日常的に高齢者や障がい者と接する機会の多い地域の相談援助職や相談支援機関などの福祉の専門職を対象に、制度に関する研修等を実施します。

### (3) 制度利用につながる相談支援・体制整備【継続】

---

<sup>1</sup>【相談援助職】介護支援専門員や相談支援専門員、住宅や施設の相談員など、本人に身近な立場で支援を行う担い手のこと。

<sup>2</sup>【相談支援機関】地域包括支援センターや障がい者相談支援事業所など、地域の身近な相談窓口のこと。

現在、札幌市成年後見推進センターでは、成年後見制度に関する一般相談や、相談者の状況に応じた個別的な内容に関する相談対応を行っています。また、成年後見制度に関わる弁護士等の専門職団体の個別相談窓口や、地域の身近な相談窓口である地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所でも制度に関する相談対応が行われています。

このような相談対応だけでなく、本人の状況に応じて日常的な関わりを通じて本人の意思決定支援や身上保護等が行われるよう、本人に身近な親族や保健福祉・医療・地域の関係者が一体となりチームとして関わる体制づくりを進めます。

#### (4) 成年後見制度利用支援事業の実施【継続】

成年後見制度の利用が適切でありながら、申立てをする親族がいない方については、市長による後見等開始の審判の申立てを行います。

また、経済的な理由により成年後見制度が利用できないということがないように、資産や収入等の状況に応じて申立て費用や成年後見人等に対する報酬の助成を継続して実施します。

#### (5) 日常生活自立支援事業の利用促進と成年後見制度への移行支援【継続】

判断能力が不十分な認知症高齢者や障がいのある方などに対して、相談、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行う、日常生活自立支援事業の利用促進に取り組みます。

さらに、認知機能の低下等、日常生活自立支援事業利用者の状況に応じて日常生活自立支援事業から成年後見制度へのスムーズな移行が行われるよう、札幌市成年後見推進センターと札幌市社会福祉協議会の連携を強化します。

#### (6) 後見人となる人材の確保・育成・支援【レベルアップ】

地域における身近な存在として、本人の意思をより丁寧にくみ取って後見活動を進めていくことができる市民後見人候補者を養成し、養成研修修了後は定期的にフォローアップ研修を行い、実際に後見活動を行う

際には受任者向けの勉強会を継続して行います。これらの研修等では、後見活動に関する正しい知識を得るとともに、被後見人との適切な関係性について理解することで、トラブル等を未然に防止することを目指します。

また、実際に活動中の市民後見人に対する適切なサポート体制を構築し、市民後見人として活躍できる機会を増やすことを目指します。

#### (7) 後見人に対する支援【継続】

被後見人の状況等を踏まえた後見活動がなされるよう、専門職団体による既存の相談対応とともに、成年後見推進センターにおいても親族後見人に対する相談対応を継続します。対応にあたっては、後見人が抱える悩みに応じた幅広い支援となるよう、必要な支援内容について検討します。親族後見人への相談窓口の周知については、札幌家庭裁判所とも連携して取り組みます。

加えて、専門職後見人への必要な情報提供等の支援や、個人で対応が困難なケースなどに対する法人後見実施団体との連携について検討します。